

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

それでは、最初に6番吉原議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

6番吉原議員

吉原議員／おはようございます。

議長より登壇の許可を得ましたので、ただいまから6番吉原新司の一般質問をさせていただきます。

ことし5月に平成から令和に元号が変わりました。

この令和という時代、だれもが平和で災いなく幸せに暮らせることを期待して新しい時代を迎えたわけですけれども、御存じのとおり我が国ではいろんな場所で災害に見舞われてしまいました。

一昨日、牟田議員さんもしし年は災害が多いといわれましたが、私もことし3月議会でいしし年は災害が多いことを紹介し、防災についての質問をしたわけですけれども、私たちが住むここ武雄市でも8月27、28、豪雨災害に見舞われてしまいました。

まずは、命を落とされた方の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私は浸水被害が大きかった朝日町の消防団分団長を務めており、過去にない大水害を目の当たりにし、消防団としていろんな活動をやってまいりました。

その活動をする中で、被害の状況を目の当たりにし、自然の力の恐ろしさを思い知ったところ です。

そして、被害を受けられた方の切実な声を聞き、防災についての一般質問をしたいと思 います。

今回の一般質問では、当然、防災、減災についての質問が多いため、ほかの議員さんの質問と重複する点が多々あるかと思 いますけれども、御了承いただきたいと思 います。

今回の豪雨災害では、さまざまな被害が発生しております。

その全ての被害を取り上げるということはできませんので、市民の生命、財産を脅かすことにつながるような内容を中心とした防災についての質問をしていきたいと思 います。

モニターに出しておりますのが、私の地元であります朝日町で浸水被害が大きかった箇所が掲載されている土砂災害ハザードマップです。

この土砂災害ハザードマップについて、一般質問の初日目、松尾陽輔議員さんの質問で武雄市全域の指定が完了したということがありましたが、作成のほうも完了しているのしょう

か。

また、各世帯への配布の方法、配布の状況などをまずお尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／おはようございます。

ハザードマップ作成の進捗状況でございますが、県による土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定に伴いまして、平成 25 年度から各行政区ごとに作成をし、全戸に配布しているところではございます。

昨年度、武雄市全ての指定が完了いたしました。

現在は、北方町、若木町のマップ作成を残すのみとなっております。

今年度末までにマップを作成し、当該行政区の皆様へ配布するという予定にしております。

議長／6 番吉原議員

吉原議員／指定は完了していると。

北方、若木の作成がまだ完了していないということですね。

今年度中には、北方、若木のほうも完了し、配布すると。

そしたら、一応、北方、若木が配布が今年度終わってしまえば、武雄市全体に配布したことになるとは思いますけれども、配布は作成された 1 回のみ配布されているのでしょうか。

例えば 5 年前に作成された地域は 5 年前に配布されたのみということではよろしかったですか、確認ですけど。

議長／水町総務部長

水町総務部長／今のところ、1 回の配布ということでございます。

議長／6 番吉原議員

吉原議員／作成されたときの 1 回のみということですね。

作成完了していない北方町、若木町の土砂災害ハザードマップにおいては早急に仕上げてください、早目の配布をしていただきたいと思います。

配布についてですけれども、ことしの 3 月議会で年に 1 回ぐらい各世帯に配布してはいいかと思うかと、壁に張っていただくようなことをお勧めして、日ごろから目に触れることで災

害への備え、防災への意識向上につながるのではないかと申しましたけれども、年1回の配布というのは難しいでしょうか、再度お尋ねします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／ハザードマップをいかに活用して避難行動につなげていただくかが重要であると考えております。

周知につきましては、市のホームページに掲載をしておりますけれども、今後、研修会などを通じ、さらに周知を進めてまいりたいと思います。

議長／6番吉原議員

吉原議員／ホームページを見ていただくということと、今後、研修会でもさらに周知していくということですね。

例えばカレンダーですけれども、今は別にカレンダーがなくても、手帳や携帯電話、インターネットを見れば、カレンダーの内容というのはすぐわかります。

しかし、企業さんたちからカレンダーをいただいたりすると、なぜか目につくところにかけてしまいます。

そして、日にちの話をすれば、なぜかカレンダーを見てしまいます。

それが人間の習性ではないかと思えます。

武雄市の総世帯数、1万8,470世帯ほどありますので、全世帯に配布するということになると予算の関係等々もあるかとは思いますが、今回の被災された方々の話を聞く上で、この土砂災害ハザードマップをしっかり認識されている方が少ないと感じましたので、配布の充実を検討していただきたいと思えます。

年に1回が無理でしたら、2年に1回、3年に1回でもですね、大事ではないかというふうに考えております。

なぜ、この土砂災害ハザードマップにこだわるかと、申しますと、モニターにありますように、このハザードマップには避難場所や消防詰め所の位地はもちろん、主要避難路や避難時要注意箇所、土砂災害特別警戒区域であるレッドゾーンと、土砂災害警戒区域であるイエローゾーンの表示があります。

その上、浸水想定区域が4段階に色分けされて掲載をされております。

今回の8月災害では、被災されているすべてが必要不可欠な情報であり、市民の生命、財産を守ることに直結した情報だと思っております。

この土砂災害ハザードマップに記載されていることと今回の災害を重ね合わせ、質問を続け

ます。

まず、その名のとおり、土砂災害について質問をします。

あとだって(?)、浸水被害の質問もございますので、モニターには高橋、北***南***地区を出しております。

そのため土砂災害警戒区域が少ない区域となっておりますけれども、御了承いただきたいと思えます。

土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、それと、土砂災害特別警戒区域であるレッドゾーンです。

その名のとおり、大雨のときに土砂崩れや土石流のおそれがある地域を示したものです。

土砂崩れがあっても、道路や河川、農地などに被害が及ぶようなところは、調査はもちろん、表示もされていないというふうにお聞きしておりますが、これは間違いないでしょうか。

それと、初日目の松尾陽輔議員さんの一般質問で、武雄市におけるイエローゾーン、レッドゾーンの数ということで、これ確認になりますけど、イエローゾーンが1,992カ所、レッドゾーンが1,852カ所、これ間違いなかったですかね。

議長／水町総務部長

水町総務部長／モニターをお願いします。

ただいま議員から御紹介いただきましたとおり、警戒区域が市内で1,992箇所、うち特別警戒区域が1,852カ所でございます。

議長／6番吉原議員

吉原議員／数のほうはこれで間違いないということで。

それと、最初に言いました、家屋、建物に被害が及ぶおそれがないところは、この指定対象にはなっていないということによかったですか。

そしたら、数として1,992、レッドゾーンが1,852、地方ならではなのか、結構多いのではないのかなというふうを感じるころです。

そこで、今回の豪雨災害において発生した土砂崩れですけれども、武雄市では何カ所の土砂崩れが発生して、そのうちイエローゾーンでの発生箇所数と、レッドゾーンでの発生箇所数がどのくらいあるのか。

また、家屋や建物に被害が及んだところが箇所が何カ所くらいおきたのかお尋ねします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／おはようございます。

今回の豪雨により発生いたしました家屋裏（？）の土砂崩れの箇所数につきましては地域についてはレッドゾーンの区域で 65 カ所、イエローゾーンの区域で 13 カ所、それと、それ以外の区域で 30 カ所の計 108 カ所でございます。

また、家屋にまで被害が及びました場所につきましては、レッドゾーンの区域のみで発生しており、箇所数については 4 カ所でございます。

議長／ 6 番吉原議員

吉原議員／土砂崩れ、レッドゾーンで 65 カ所、イエローゾーンで 13 カ所、区域外が 30 カ所、全部で 108 カ所ということですね。

そのうち、家等に被害を及ぼしたところが 4 カ所、レッドゾーンのみということですね。

家屋への被害が 4 カ所あったということ、犠牲者が出ていないということですが、本当に怖いところであります。

一歩間違えれば人的被害というのも考えられるんじゃないかなというふうに思います。

モニターをお願いします。

8 月 27 日の降り始めから翌 28 日、雨が収まるまでの雨量をいただいたのですけれども、見てのとおり、何が何だかわからない感じだったので、時間 40 ミリ以上を観測したところをまとめてみました。

時間雨量が 50 ミリ以上には赤で示しております。

これも答弁の中にございましたが、時間雨量が一番多かったのが 8 月 28 日、3 時から 4 時までの 1 時間、北方で 101 ミリ、次いでこれも 28 日ですね、午前 3 時から午前 4 時、中野で 91 ミリ。

この中野というのは繁昌ダムが測定の策定じゃないかと思っております。

その次が 87 ミリというのが、武内町の午前 3 時から午前 4 時の 1 時間と、北方町の午前 4 時から午前 5 時となっています。

時間雨量 50 ミリを超えた観測が武雄市で 21 回あったわけです。

これまでに経験したことの無い大雨です。

これだけの雨が短時間に降れば浸水被害はもちろん、土砂崩れが発生してもおかしくありません。

一応（？）、累加雨量を一番右に表示しておりますけれども、400 ミリを超えたところには青で示しております。

累加雨量が一番多かったのは、本部ダムの 497 ミリということになっておるようです。

この土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域というのは、広島において豪雨により大規模な土砂崩れで死者を出す甚大な被害が発生したことを教訓に進められてきたものですが、たまたまそこに移り住んでいたり、先祖から受け継がれて普通に住んでいたはずなのに、防災のためとはいえ、いきなりここは土砂災害特別警戒区域に指定されます、レッドゾーンですと説明を受け、唖然とされた住民の方がほとんどではないかと思えます。

そこで、レッドゾーンに建っている住宅が対象で、がけ地近接等危険住宅移転事業というものがございます。

内容を簡単に説明しますと、住んでいる住宅がレッドゾーンに少しでもかかっている場合は撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費などが含まれる除去等費として、限度額1戸当たり80万2,000円、ここに書いてありますけど、それと、危険住宅にかわる新たな住宅建設（土地取得を含む）のための融資を受けた場合の当該借入金利子に相当する額の費用を建設助成金として、限度各1戸当たり415万円。

その415万円の内訳として319万が住宅建設費、99万円が土地取得費という事業です。

補助金の内訳は市が4分の1、県が4分の1、国が2分の1。

まず、この事業を御存じの方少ないというふうに思います。

土砂災害警戒区域を指定する際の説明会のときの資料として配付されているようですが、このほかどのような方法でこの事業を市民の皆さんにお伝えしたり、PRなどされているのかお尋ねしたいと思います。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／おはようございます。

この事業につきましては、土木事務所が当該区域で説明会開催や当該見込み先に資料の配布を行い、市はその窓口として問い合わせ等の対応を行っている状況でございます。

議長／6番吉原議員

吉原議員／ということは、市では配布もしていないし、窓口だけということになりますかね。最初に説明会をするときに土木事務所のほうから送付されて、説明会のときに内容説明等あってということで、結局このチラシの配布はそのときの1回のみ配布はされているということよろしいですか。

再度確認です。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／議員のおっしゃるとおり、その説明会のときの配布のみということになります。

議長／6番吉原議員

吉原議員／先ほどのハザードマップと同じですね。

手元に来たのは1回だけということです。

これくらいのチラシですから、年に1回くらい区長さんを通じてレッドゾーンにお住まいの方に配布して、このような事業があるんですよと、御存じやったですかというような感じで、PR等してもいいんじゃないかとは思いますが。

県の事業とはいえ、市のほうでもPR活動というか、こういう事業を広く教えるということが必要じゃないかと思いますが、お尋ねします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／市のほうでも、今後はPR等お知らせの方法については考えていきたいと考えております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／ぜひPR等も、A4の表裏のこういう感じのチラシですからそこまでお金もかからないとは思いますが、ぜひ前向きに考えていただきたいと思えます。

そしてこのチラシの中に、右側のほうの中央あたりに小さく書いてあるんですけども、備考として、市町によって限度額が異なる場合がありますとつけ加えられております。

これ武雄市でこの限度額変わりますか、お尋ねします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／武雄市の限度額につきましては、撤去費、動産移転、仮住居費、跡地整備費等の撤去費の限度額が1戸当たり66万円です。

また、建設助成は基本、住宅建設費の限度額が1戸当たり184万、土地取得の限度額が50万です。

これは、危険住宅にかわる新築住宅建設または購入のため金融機関等から融資を受けた場合

の借り入れ利子が対象ということになっております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／事業のチラシにある金額でも補助金が少ないなど感じるわけですが、武雄市はもう1個安くなると。

撤去等費の限度額が1戸当たり66万円になると。

建設助成金のほうも、住宅建設費で184万、土地取得で50万円、ですから、建設助成金としては1戸当たり234万となりますね。

普通に家を解体するとして、坪3万ぐらいが相場だと思いますので、大きくもない40坪ぐらいの家を解体するとなれば120万、それくらいかかると思います。

また、仮住宅など必要となりますので、40坪の家を壊すのに150万、160万はまず、必要じゃないかと思います。

それと、昔ながらの大きな家であれば200万ぐらいは必要になるんじゃないかなというふうに考えます。

そして、安全な場所に新築を建てるとなると、土地込み、安くとも2000万、3000万、普通に必要になるのかなというふうに思います。

そして、このチラシには記載をされていませんが、この事業を使うと、住んでいたレッドゾーン土地は売却できないことになっているというふうにお聞きしました。

これは、この事業を使うと、その土地は第三者へ売却禁止ですか。

そして、事業を実際に使われた方がいらっしゃるのか、申請だけでも含めた実績があればお願いします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／本事業は再生産防止を目的としているので、補助を受ければ、当該除去後の土地利用制限、売却はできないということで国のほうに確認をしております。

実績でございますけれども、県内の実績は過去3年のうち、平成28年度が1軒、29年度はございません。

30年度が1軒ということで、武雄市内では過去3年間、実績はございません。

議長／6番吉原議員

吉原議員／再生産防止を目的としているため売却はできないと。

そして、この事業を使った方は、県の実績で28年度1軒、29年度0、30年度1軒、武雄市ではないと。

この事業、ほとんどの方利用されていないということになると思います。

この事業自体を知らないのか、もし知っていてもよくよく調べていくと魅力ある事業ではないと感じられているのではないかと思います。

そして、この事業を活用したとしても、レッドゾーンとして指定されている土地はだれにも売却できないというのはいかがなものかと思えます。

安くてもよいので行政で買い取っていただけたらかあれば少しは納得できるかもわかりませんけれども。

そこで、例えばがけ地近接等危険住宅移転事業を利用したとして、売却もできなくなったその土地に対し、固定資産税は普通にかかるのか。

もちろん建物が建っている、建っていないで違うので、事業を使わずに、みずから更地にした場合の固定資産税と、この事業を使って同じ更地にした場合の固定資産税を比較したとき、違いますか、お尋ねします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／おはようございます。

この助成を受ける、受けないにかかわらず、居宅を除却しているというところから、住宅用地の特例については除外されるということになります。

なお、除却後の土地につきましては、利用状況により、評価の見直しを行うことということになっております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／結局、特別、その事業を使ったから、使っていないからというのは関係ないということですね。

このがけ地近接等危険住宅移転事業という制度、これ土砂災害特別警戒区域とされている場所にお住まいの方に少しでも危険から身を守るためにつくられた制度だと思いますが、現に、利用されている方はほとんどいないということで、いってみれば建前だけの事業ではないのかなというふうに考えます。

もっと広く利用していただけるような内容に改善できないのか、県や国にも声を上げていただければなと思いますが、変わらないようであれば、武雄市独自でも事業として何らか考えたほうがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

今回の豪雨による土砂災害、犠牲者こそ出ませんでした。が、犠牲者が出てもおかしくないくらい雨の量だったと思いますが、いかがでしょうか。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／確認ですけれども、固定資産の評価等の部分でよろしいでしょうか。

吉原議員／制度自体を県や国にも、もう少しいいものになれないかということの。

山崎総務部理事／この全体の制度ということで。

そしたら、すみません、担当のほうかわります。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／すみません、私のほうも確認させていただきます。

制度の拡充にということでございますね。

制度の今後の拡充につきましては、国、県のほうに要望していきたいと思っております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／せっかくこのような事業ですから、レッドゾーンにお住まいの方が少しでも安全を確保するために利用していただけるようなものになるように、県や国にも声を出していただきたいと思いますし、もしかかわらないようであれば、武雄市としても何らか考えていただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、住んでいる場所がレッドゾーンに指定された際のことですけれども、このレッドゾーンに指定されれば、もちろん土地の評価というのは下がると思います。

土地の購入を考えている側からすれば、レッドゾーンの指定されている土地を買いたいという人はほとんどいないと思いますし、買ったとしても、建物を建てたりするのに、いろんな規制や条件が設けられていると聞いておりますので、建築等にもお金がかかるはずで

そのようにレッドゾーンに指定された場合、土地の評価はどのようにされているのでしょうか。

固定資産税についても***お尋ねいたします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／土砂災害特別警戒区域に指定された場合には、宅地と宅地比準の雑種地を対象に補正率を適用しております。

指定された土地全体に占める割合が 25%未満の場合は 0.95、25%以上 50%未満の場合には 0.85、50%以上の場合には 0.7 の補正をかけている状況になります。

議長／6 番吉原議員

吉原議員／ということは、指定された前も後も、評価自体は変わらずに、補正率というもので若干下げるということになりませんか。

それと、これ固定資産税は地方税だと思いますけれども、この補正率というのはどこで決められているんですか。

お尋ねします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／このレッドゾーンの補正率につきましては、不動産鑑定士協会の意見、また、他市の状況等を考慮し、市が独自で定めております。

議長／6 番吉原議員

吉原議員／不動産関係とか、近くの市町の情報等も入れて武雄市でこの補正率に関しては決定しているということですね。

住んでいる家自体がレッドゾーンにかかっているのであれば、安全対策を講じてもらうか、移転を考えていただかなければいけないと思いますが、家自体はレッドゾーンにかかっていないという場合は、この移転事業、対象にはなりません。

制度も使えない。

固定資産税はもうちょっと下げてもいいんじゃないかなというふうに考えます。

先ほどの補正率の引き下げということになりますけれども、近隣市町の状況等もありますけれども、武雄市として、最終的に武雄市で決めているということですので、もう少し下げてもいいんじゃないかなというふうに思います。

先ほどから申しております、地権者は好きこのんでこのレッドゾーンになったわけではございません。

レッドゾーンに指定された住民の方の立場になって、移転事業の充実、固定資産税の減額な

どを検討していただければというふうに思います。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業を使えば、レッドゾーンに指定されている土地を売却できなくなるということのため、自己資金で安全対策を行ったり、移転をする方に対して税制上の優遇措置等々を考えてみてはと思います。

例えば安全対策を講じるということであれば、一定期間何らかの税を軽減したり、免税したりとか、安全な場所へ移転するというのであれば、これも一定期間の何らかの税を減税、免税するとか、そのような支援策も考えてみたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／現在ですけれども、地方税法上の免除、また、課税標準の特例等の優遇措置は設けられておりません。

また、市独自の優遇措置も考えておりません。

議長／6番吉原議員

吉原議員／税制上の優遇はないと。

市としても優遇は考えていないと。

一つの例として申しましたが、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方々が一人でも土砂災害に巻き込まれることのないように、市としても何らか考えていく必要があるのではないかと思います。

今後検討していただきたいところでございます。

次に、浸水被害についての質問になります。

今回の水害では、土砂災害ハザードマップにある浸水想定区域の最大浸水高にこそ達しませんでした。が、まさに示されている区域が浸水をしております。

私の地元、朝日町には、市内、市外から新築したり中古住宅を購入したり、借家に住まわれたりと、徐々に世帯数がふえております。

そういった方々の声を聞くと、こんな浸水被害に遭うとは思わなかった、浸水想定区域とは知らなかったなど、この土砂災害ハザードマップを見ていない、見たことがない、聞いた***思っていたなど、冒頭の質問と重なりますが、全ての世帯にまでは浸透していないと感じております。

浸水被害の面からも、土砂災害ハザードマップの配布の充実をお願いするところでございます。

浸水被害に遭われた方々からこのような声が聞かれました。

浸水被害が大きかった地域に長年住み続けておられる方からは、これまで何度も浸水被害を経験してきたが、排水機場ができたことで、もう昔のように浸水被害を受けないだろうと思っていたが、平成2年を上回る浸水被害だった。

また、いつか来るかなと思うとこの場所を離れたい。

新幹線の話が出て、いろいろ出ているようですが、新幹線に使うお金があるのであれば浸水被害が起こらない対策にお金を使ってほしいとかですね。

同じく浸水被害が大きかった地域で排水機場が整備された後に市外から引っ越されてきた方は、こんな浸水被害を受ける場所とは知らなかった、知っていれば違う場所を選んで購入していたのに。

この土地、建物を買ってくれる人がいれば別の場所に引っ越したい。

行政で何とか力になっていただけないだろうかなど、切実に話されております。

このように、この場所を離れたいと考えている方が、現にいらっしゃいます。

空き家バンクなどを利用して、このような方々を援助するような制度というのはないのでしょいか、お尋ねします。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／現在、そういった制度はございませんけれども、本年10月9日付で国、県及び六角川水系の3市3町による令和元年8月六角川水系の水害を踏まえた防災・減災対策協議会が組織され、いろいろな検討が始められているところでございます。

議長／6番吉原議員

吉原議員／現時点ではそういう制度はないということですが、水害を踏まえた防災・減災協議会が立ち上がったと、その中でいろいろな意見が出てくるということですかね。

協議の場ができたということは願ってもないことだと思います。

被害を受けられた方々の代弁者としてしっかり意見を出していただきたいと思います。

被災された方が市外にでも引っ越されたら、人口減少の一因にもなると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、浸水被害に遭われた方々への支援についてですけれども、土砂崩れや土石流、急傾斜地などには、いろんな事業がつくられているというふうに思っております。

それにもかかわらず、浸水想定区域に住まれておられる方に対しては、これといった支援制度や支援事業がないのではないかというふうに思います。

今回の豪雨災害では、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、これの総件数の99%が浸水被害

です。

やっぱり、どうしても浸水被害での影響が大きいところであるということじゃないかと思えます、武雄は。

これは何らかの支援策等を検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長／山口まちづくり部理事

山口まちづくり部理事／先ほど、立ち上げがありました同協議会等の動向を注視しまして、いろいろな制度が確立されれば、国、県等の協力を得て支援策の協議を行いたいと思っております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／これも水害対策を踏まえた防災・減災協議会、今後の動向を見るということですね。

そして、その中で、そういう議論がされるのであれば、一つその中にお話を持って行っていただきたいというのが、既存の平屋住宅。

これ、今回、私、消防団としてボートで救助活動を行ったわけですが、その際目にしたのは、垂直避難をすることができない平屋の存在です。

その平屋がもう半分以上、浸水しているわけです。

今回のような浸水被害で、平屋にお住まいの方の身を守るような設備や対策を講じれば、補助金が見えるような制度もあったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

今回組織された水害を踏まえた防災・減災協議会において、平屋建て住宅の安全確保についても意見、協議していただきたいと思いますが、これいかがでしょう。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

我が家も平屋なんですけれども、家族に言っているのは、とにかくこういった浸水対策、災害に対してはソフトとハード両方があるということで、いつ何時、どこで、まさかうちがというような自体も、これから気候が変わっていきますと、そろそろ温暖化が進んでいきますと、あるかもしれませんので、常にやっぱりハードでもできることはしっかりやる。

ただ、それだけでは十分ではない。

事前、事前の避難勧告を受けたときに、自分の家が例えば平屋だったら早目に避難をしよう

とか、垂直避難ができないねと、そういったことを、まさに自助としてあわせてソフト面もやっていくという、この両方が大事だというふうに思っています。

ソフト面についても、ぜひ今回のさまざまな教訓を踏まえて、課題を整理して、さらに自助、そして共助もさらに強めていけるような施策を今後考えていきたいと思えますし、こういった平屋に限らず、先ほどの話だと六角川の水系ということですが、実は六角川の減災協議会だけではなくて、六角川、松浦川、そこを合わせた協議会というもの、河川事務所にもあります。

六角川での現在の例えば住宅移転、かさ上げ、そういった制度を国でも検討されていますので、そういったものを六角川にとどまらず、エリア全体に広げていけるように、私からも話をしていきたいと考えております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／今回のように、時間帯も時間帯でした。

平屋の方が救助されて、結局、家から出られたわけですけども。

今回のように浸水被害、やっぱり怖いです。

最初に、まずは自分の身を守るということが最前提ではございますけれども、今回のように実際に残られている方もおられましたので、危険を伴う既存住宅に対しても真剣に考えていただきたいというふうに思うところでございます。

最後に、調整池についての質問に入ります。

大雨の際に六角川の水位を下げ、洪水被害を防ぐ目的に六角川調整池の整備実現に向けて少しずつ進んでいるところで、これが整備されれば、六角川の氾濫危険水位に達するまでを大幅におくらせることができるため、早期実現を期待するところです。

昨日の答弁で350万トンほどの水をため込み、六角川の水位が1メートルほど下がるということだったと思います。

そうなれば、今回の豪雨でも3時間のポンプ停止はなかったかもしれません。

浸水被害も軽減されたのではないかと思います。

浸水被害が起きなかったではなく、軽減、今回の豪雨の時間雨量等々を見ていただければわかるように、過去にない豪雨だったから、3時間のポンプが停止されなかったとしても浸水被害が起こってしまうと私は思っております。

これポンプがとまっていなければ被害が回避されたというふうに思いますか、お尋ねします。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／ポンプを全て停止すれば回避でできたというのについては私のほうからはうまく言えませんけれど、現在、それについても河川事務所のほうで調査されております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／武雄市、これまでの浸水被害というのは数日にわたって雨が降り続き、たまたま時間雨量50ミリとか60ミリとかの強い雨を観測して、徐々に六角川の水位が上がり、越水氾濫が起き、浸水被害が始まって範囲が広がっていくパターン、それがほとんどだったというふうに思います。

しかし、今回の豪雨災害は違います。

降り始めから雨がおさまるまで、約35時間ほど、その中の数時間、猛烈な雨が降り、今回の災害を引き起こしたと思います。

この現象は近年、いろんな地域で発生しており、地球温暖化による異常気象ではないかというふうにも言われていますので、これ来年、来ないとは限りません。

今回のように100ミリに迫る時間雨量、2時間、3時間続けば、大量の雨で水路の雨水処理機能を、これを超えて、道路、田畑、家屋へ浸水する、内水氾濫を引き起こします。

まさに私の地元の朝日町は、内水氾濫が午前4時過ぎには起きておりました。

ポンプが停止する前には、既に浸水想定区域には浸水が始まっておりました。

時間100ミリを超える大雨に対応するには、河川や水路などの大規模な工事、これも必要となります。

そういった工事が必要となるわけですが、きのうの答弁にも一時的に雨水をため込む施設も有効であると言われておりましたけれども、六角川調整池のように大規模なものではなく、ちょっとした公園程度の調整池が常襲水害地域と言われる場所にあれば、下流へ流れる雨水の量を減らし、浸水想定区域の浸水をやわらげるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御提案のとおり、大雨時に降った雨を一時的に貯水できるような施設を設けるということは、大変有効な手段であるかとは考えております。

先ほど来御紹介いたしております、防災減災協議会におきまして、ため池、クリープなどを活用した貯水池の有効活用が検討なされておりますので、その内容が作成され次第、国、県とともに効果的な対策を検討してまいります。

議長／6番吉原議員

吉原議員／一時的に雨水をため込むということは有効であると。

私もこれは効果を発揮するものではないかというふうに思います。

私が住む朝日町もそうですけれども、近年、田んぼが埋め立てられて住宅が建設されている光景をよく見かけます。

一見、新築家がふえて都会の雰囲気のように見えますけれども、その分、大雨の際、貯水効果が徐々に失われていることにもなっているのです。

家がふえて人口が増加することは願ってもないことですが、その分、何らかの形で大雨に備え、貯水効果があるものを整備する必要があると思います。

ことしの6月議会で、山口等議員さんの質問の中に、子どもたちの保護者の声として、子どもたちを遊ばせる場所が少ない、住宅地の路地などでボール遊びをしているといったことを言われておりましたけれども、モニターにありますように、天気がいいときには子どもたちが遊んだり、ちょっとしたスポーツができる調整池公園があれば市民の方も喜ばれるんじゃないかというふうに思います。

現に、私が住む朝日町は少しずつ子どもの数がふえております。

保護者からよく言われるのが、朝日は小学校のグラウンドぐらいしか伸び伸びと遊ばせられるところはなかもんねと。

もっと子どもたちが伸び伸び遊ばせるとこの公園のごたとのあればよかるといふような声をよく聞きます。

2、3メートルほど***天気のよい日はボール遊びなどが安全にできる公園、大雨の際は一時的に雨水をため込み、浸水被害が起りやすい下流域への水の流れを少なくする、常襲水害地としてこのような調整池公園は有効ではないかというふうに思います、いかがでしょうか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／遊水池として機能する、公園をつくるということになればかなり費用がかかります。

また、あつてはなりませんけど、いざ、洪水がなって調整池を利用した場合、そのあとの復旧に対する維持管理もかなりかかってくるかというふうに思っております。

まずは、先ほど申しましたとおり、ため池、クリーブ等を活用した対策を今後、検討してまいりたいと考えております。

議長／6番吉原議員

吉原議員／公園程度の調整池といっても、多分、予算も相当必要になりますし、その水害の後とかですね、やっぱり後片づけ等々あるかと思えますけれども、現にこういう施設を設けている市町さんもあります。

近年のような気象状況も踏まえれば、内水被害軽減する対策に、何らかを真剣に考えなければいけないんじゃないかというふうに思います。

この協議の中で、さきの水害を踏まえた防災減災協議会というふうな、その中でも調整池公園というのもちよっと一声あげていただきたいなというふうに考えます。

内水被害が軽減できるため、いろんな働きをしていただきたいというふうに考えます。

このたび、今回の豪雨災害を経験し、防災や減災を進めていく上で、検討していただきたいことを含め一般質問をさせていただきました。

今議会開会の市長の挨拶の中に、防災、減災についてこれまで以上に災害に強いまちを創造していくという言葉もありましたので、大きな期待をするところでもございます。

冒頭に、いのしし年は災害が多い年というふうなことを申しましたが、来年はねずみ年でございます。

ねずみ年は12の干支の中の一番最初、スタートになります。

災害により強いまちづくり、スタートの年ということで、議員、執行部一丸となって取り組んでいきたいと思えます。

以上で6番吉原新司の一般質問を終わります。

議長／以上で6番吉原議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備のため、10分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、20番江原議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

20番江原議員

江原議員／ただいまから江原一雄、質問をさせていただきます。

1市2町が合併して、初めてこの大きな豪雨災害に見舞われ、直面をいたしました。

私自身、以前の山内町時代と比べましても、大変な豪雨災害でありました。

1市2町が合併したことよっての市としての真摯の対応も、かつての1市2町の自治体のときと違いまして、対応する市の執行部も当局も、そしてまた職員の皆さんも課題が明らかになってきているのではないかと思います。

大項目に掲げました8月豪雨災害・復興の対応と今後の課題について、質問をいたします。

これまで、一般質問4日間ということできざまな立場で一般質問が、豪雨災害についての質問が続いています。

重複するとは思いますが、私もこの豪雨災害について直接かかわったことも踏まえて、質問したいと思います。

最初に、市長も言われましたように今回の豪雨災害で情報の収集、そして発信について、その対応について、答弁もされております。

重複しますが、これまでの情報収集、そして発信について、まず最初に執行部から答弁を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長／水町総務部長

水町総務部長／今回の災害における情報の収集と発信の件でございますけれども、まず、情報収集面につきましては、特に今回の大雨が夜間でありまして、極めて急激な増水でありました。

よって、周辺の冠水状況等、情報収集が非常に難しかったという課題があります。

それから、情報発信の面では、災害の予測という技術的な課題がございますけれども、短時間における急激な情報の変化に、情報発信面でもうまくできなかったという課題がございます。

議長／20番江原議員

江原議員／モニターをお願いします。

私も今回の災害で、内水氾濫について、新聞報道の中で災害が起こった後、テレビや新聞等で内水氾濫ということの意味が理解できたわけですがけれども、このモニターにありますように今回、六角川、武雄川の北部と南部によって、色が違う。

水の色が北部については泥水、しかし、六角川の南部、北方の南部、橘町は、いわゆる水色の姿を上空からこういう形で、ヘリで撮られた写真なんですけれど。

この内水氾濫について市が、六角川のハザードマップについて見てみますと、さきの質問の中でもありましたけれど、2メートル、あるいは一番高いので5メートル未満の区域の水色の水域が示されているわけですが、こういう内水氾濫についての対処の仕方が本当に今、部長から答弁ありましたように、情報の把握と合わせて、これまでの浸水地域における対処が夜(?)行われたのかという意味では、私、先ほど言いましたように、1市2町の合併で、私は、それは本当に、先ほどの質問でもありましたように、平成2年、30年前の浸水のときには、新たなたくさんある排水機場の施設を構築したということでの安心感も一方ではあったかと思うんですけれど。

私は、今回の質問の中で、本当に驚きを感じたところですが、市長の答弁の中で、28日の5時54分に武雄河川事務所所長からポンプを停止するということが連絡があって、6時に市の防災行政無線を通して、朝日町、橘町、北方町に、身を守る安全のための避難を緊急に呼びかけたということが答弁されました。

私は、この情報の収集と伝達の仕方について、今、部長から言われましたように課題が残っていると。

この課題を本当にクリアしていく、安心を勝ち取っていくために求められている、今対処しようと思っていることについて御答弁をお願いします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／平成17年度の水防法に基づきまして、平成21年度に洪水ハザードマップを作成をしているわけですが、平成27年度に水防法が改正になり、1000年に一度の洪水も見込みなさいというような改訂内容になっております。

これに対応して、平成28年に国交省より、六角川浸水想定区域の想定最大規模、これらのマップが作成されました。

それから、ことし平成31年3月には佐賀県による松浦川と高橋川、武雄川の洪水浸水想定区域が示されたわけでございます。

これらのマップをもとに、武雄市のほうでも改めまして洪水浸水ハザードマップを策定をする予定にしております。

その策定の過程の中で、いろいろな対策を考えてまいりたいと思います。

議長／20番江原議員

江原議員／そういう意味では、今回の豪雨災害を本当に創造的復興だと、市長、答弁されております。

この間、一般質問の中で重複するところはありませんけれど、市の災害対策本部ができて、それを市内の情報伝達として、ケーブルワンさんが実況中継をされておりました。

私も翌日、庁舎に来たときに、4階の別室でモニターがありましたので、初めてそれを見たわけですが、実はこの災害対策本部の実況については、ケーブルワン社が独自、その経過について御説明いただけますか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／武雄市におきましては、武雄のケーブルワンが山内町を除いたところでカバーをさせていただいておりますので、定点カメラ等の情報、あるいは災害対策本部の状況について放映をさせていただいたということでございます。

議長／20番江原議員

江原議員／今、部長答弁されたように、私も庁舎に来て、こういうことが放映されているというのを理解したわけですけど、残念ながらケーブルテレビの各社の対応は、その地域によって違うわけですので、びっくりしたわけですが、山内町にとってそういう情報は、ある意味で共有できる。

ですから、その対応についても共有する意味でも、情報は本当に大きいものだと思いますので、例えば議会中継は全市に流れているわけですけど、こういう災害のときに地域全体、武雄市内全域には伝わっていなかったということが明らかになったわけですよ。

ですので、本当にケーブルテレビ社の思いで、協定があるのかわかりませんが、そういう経過をお尋ねしているわけですけど、全市にこういうのも流してもらいたいと同時に、私も個人的には有田ケーブルからの配信ですので、こういう情報も新しい、新たなケーブルテレビ社のチャレンジですので、お金も財政もかかることではしょうけれども、こういうことに取り組んでいただければということをお願いにも行った経緯もありますけれども、そういう、市としてのそういう情報が市内に、全部に行き渡るように御配慮をお願いできないのかとお尋ねをしているわけですが、検討（？）いかがでしょうか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／山内町にはテレビ九州、それから有田ケーブル・ネットワークの2社のケーブルテレビ会社がございます。

今のところ、チャンネルの関係から放映はできませんが、ライブ配信を行うことにつきまし

ては、2社とただいま協議中でございます。

議長／20番江原議員

江原議員／ぜひ、夏の豪雨災害のときには、かつて私ども若いとき、ナナニ災害（？）というのがありまして、夏の大水害があつて、私たち自分自身、卒業式のときには大雪と、電信柱も折れたということもありましたので、本当にこの情報の伝達を、そういう意味ではぜひ進めていただきたいことをお願い申し上げておきます。

それで、浸水家屋、また、床上浸水、床下浸水、本当に未曾有の水害が起こったわけです。合わせて千五百数世帯を超える床上、床下浸水。

そのための情報収集、伝達ということで、防災無線のモニターを出しておりますけれども、なかなか聞こえにくいということは、この一般質問の中でもるる取り上げられてきました。一方で、戸別受信機が、1,100を超える戸別受信機が設置されていると。

さきの一般質問でもありましたけれど、本当に浸水した地帯については、もうこの戸別受信機は絶対必要だというふうに思いますし、市長、検討すると、さまざま対応すると言われました。

市長は課題で、防災行政無線でよかったのか、もう一つは、早目、早目の情報提供を確実にできるような仕組みを、今回の課題を踏まえてつくっていきたいと答弁されております。

全国各地ではこうしたポケベルの周波数を活用して防災ラジオに取り組んだり、県内でもさまざま隣接の自治体でも取り組まれています。

私はこの六角川水系の上流である武雄川、武雄町、朝日町、橘町、北方町については本当に直ちに必要じゃないかと。

検討じゃなくて、ぜひ進めるべきだと。

これは今回の一般質問の中で明らかになったことではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／情報伝達的手段といたしまして、戸別受信機は非常に有効であるというふうな認識を持っております。

戸別受信機に限らず、市民の方々の避難行動につながるよう、情報伝達手段を考えてまいりたいと思います。

議長／20番江原議員

江原議員／ぜひ市長が申されたように、防災行政無線でよかったのか。

そして早目、早目の対応をつくると申されている以上、必要だと。

防災の項目で、モニターお願いします。

避難所の問題について質問します。

避難所の開設が直ちに行われ、指定避難場所と自主避難所が設けられてきました。

私も、知人のつながりで北方の皆さんたちの自主避難所のところに出向く機会がありましたので、その思いで質問したいと思います。

避難所には、地域防災計画に基づいて、職員用の開設マニュアルがあるわけですが、避難所には1人の職員さんが、いわゆる電話当番として避難所の人たちの出入りをチェックされているという状況がありました。

日数がたつと、いわゆる緊急のお水とかレトルト食品とかいうのはありましたけれど、もちろんパンもありましたけれども、やっぱり日数がたつと、もう翌日から日赤の健康チェックということで回っておられたようでありますけれど、人間にとってはやっぱり食べるものが一番の、避難所にとっての大きな課題でした。

私もその思いで避難所の食の改善を、避難所の皆さんの思いを届けたわけですが、ここにモニターにありますのは、市の食生活改善グループの皆さんの、いわゆる災害救助法に基づいてその賄い費用、あるいは栄養士さんの人件費など、そういう網羅する、直ちに取り組むことができるメニューがあるわけですね。

県を通して国に要望すればその費用も賄えると。

それで現実にこの場で対応いただきました。

その経過と課題についてお尋ねしたいと思います。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／おはようございます。

避難所の食の質問ですので、まず、長寿園では、先ほどおっしゃったように食生活改善推進協議会を含む5団体が、9月3日から9月15日までの13日間、調理、または弁当による夕食の支援を実施されました。

配食数は1日25食で、朝、昼については支援物資や個人で賄われました。

9月4日から9月9日までの6日間は、長寿園内の調理を行っておいりましたので、その食材については災害救助法の申請を行っているところでございます。

この災害救助法の申請に当たっては、発災から7日間の分が対象になる。

それと、食材についても、単に自宅の調理場が使えないということではなく、近隣の流通等

を考慮しながら対応するというふうになっております。

議長／20 番江原議員

江原議員／避難所の、本当に食のあり方というのは***今、その後、台風、千葉県の 15 号とか 19 号台風にも見られるように、各地の避難所が、やっぱり避難所のありようは本当に大切です。

ですので、さきの一般質問の中でも運営マニュアルをつくっていくということが答弁されました。

ぜひ、この運営マニュアルつくってほしいと思いますが、ぜひ運営マニュアルをつくるいきさつも含めて、部長、答弁いただければ。

議長／水町総務部長

水町総務部長／避難所のマニュアルについてでございますけれども、避難所開設マニュアルはありませんが、開設の手順や運営要領は災害配備対応マニュアルに掲載をして取りまとめているところでございます。

議員おっしゃいます避難所運営マニュアルについては、今後作成をしております。

議長／20 番江原議員

江原議員／3つ目の、ため池の決壊の問題で対応に当たられたということで、これは北方町の藺牟田（？）ため池の堤体の土砂崩れのところなんですけど、三十数年前にもこういう堤体が決壊したと。

もとい、崩れたということのようです。

地元の人たちの思いからしますと、ここが今、かつて北方の町道。

そして現在、北方の市道ということで、市道に認定されているわけですけど、地域（？）下流の皆さんにとってはこれが本当に復旧災害（？）が現況復旧という建前というか、もとい原形復旧ということですので、また再び崩れないのだろうかという不安と疑問がありますので、この改修に当たってコンクリートの、いわゆるコンクリートでの永久的な保たれることになる必要があるんじゃないかと思いますが、このことについていかがでしょうか。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／おはようございます。

議員おっしゃいました藺牟田ため池の堤体には、市道藺牟田線（？）が通っております。今回の災害につきましては、公共土木災害で原形復旧するということになっております。ため池の性質上、ため池の裏のりをコンクリートを張るとするのは、非常にため池の性質上、非常に難しいかと思っております。

農林課といたしましては、現地調査の結果、堤体の補修、補強は必要ないと判断をしております。

今後もため池の管理者でございます地元、区と協力をいたしまして、定期的な点検を行うなど、適切な管理に努めてまいります。

議長／20 番江原議員

江原議員／地元の人も、もちろんそれは原形復旧でしょうけれど、永久的な施設になってほしいというのは渴望されております。

これは、また再び、以前に起こっているわけですから、同じようなことが起こるというのはもうはっきりしていると言えるんじゃないかなと思いますので、地元の皆さんの願いに応えられる事業を推進してほしいと申し上げておきます。

この豪雨災害の最後に、こういう被災者の思いの声を代弁しますが、水害の原因は明白である。

地球的な気候変動がもたらした記録的な集中豪雨。

有明海、満ち潮との同時間的一致。

それに六角川特有の地形的構造の3つが重なって、今回の大水害を引き起こしたのである。

30年の間に2回も起こったような水害をどう防止するか。

有明海への排水を早くすることに尽きる。

それでは、どうするか。

六角川頼みにしないで、もう一本、30キロメートルの人工水路をつくることである。

東京を水害から守るために江戸川に並行して荒川放水路を昭和初期につくったごとくである。人を早く移動させるのに巨費を投じて採算を無視した長崎新幹線をつくるよりも、大量の水を早く流して流域住民の安全を守ることのほうが、よっぽど急がねばならない政治課題ではないのだろうか。

こういう、本当に浸水をして自動車、日常使うこの自動車、本当に多くの自動車が浸水したわけですがけれど、本当にこういう被災者の思いを生かして対処してほしいということを最後に市長に申し述べておきたいと思っております。

では、市長、答弁ありますか。

いいですか。

どうぞ。

議長／小松市長

小松市長／新幹線の件は、それはそれで別だと思うんですけれども、少なくとも私たち、今回、水害に対してとにかく災害に強いまちづくりをしていくというのは、これは私だけではなく、市役所だけではなく、議会の皆さん全員のやっぱり総意であるというふうに思っております。

今、我々も懸命に課題を整理して、できるところからやっておりますので、そこについては国、県、市、総力を挙げて今進めているところですので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長／20 番江原議員

江原議員／当然、市長が申されておりますように、私もその思いで、市役所も実は自治体も被災者なんですよ。

これは、さきの一般質問でも紹介されておりましたけれど、市役所自身が1階が浸かったわけです。

数センチですね。

そのことによって、初動の対応含めて、職員の皆さんの心痛があったかと思えます。

そういう意味では、本当に一丸となって取り組まなければならないと思えますし、これは最後ですけれど、線状降水帯が3時45分から4時35分まで一番の強烈な雨が降ったときの武雄市の上空に停滞していた姿の様子です。

本当に災害に強い市を、武雄市をつくるために力を合わせていきたいことを申し述べて、次に移ります。

2番目の、子ども子育て支援についてお尋ねします。

10月1日から保育料の無償化が実行されました。

しかし、その財源は消費税を10%にとというのが政府の目玉政策でした。

これまで、保育料の負担割合というのは、国基準の保育料がありまして、一番高い方たちで7万円近く超えますかね。

その除いた分を、保育措置費を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で保育行政が進んできたわけです。

しかし、国の基準の保育料が余りにも高いから、市の保育料基準を国の基準の7割、約30%

をフォローして市の保育料の基準が示されて、負担割合は一緒ですけど、ここに市の単独の差額の負担、保育料が補てんされていたわけです。

この市の差額の補てん量は平成30年度の決算で幾らでしょうか。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／おはようございます。

本市の保育料の設定につきましては、先ほど議員説明がありましたように、保護者負担の軽減を図るため、国基準の保育料の7割程度に設定をしております。

3割相当分の約1億6,000万円を市単独経費で補てんをいたしております。

そのうち、無償化の対象となります3歳から5歳までにかかる補てん額につきましては、約1億2,000万円となります。

議長／20番江原議員

江原議員／この今までの保育料の基準額、市の基準額に対して、その差額が1億6,000万。1億6,000万、差額がですね。

今回、無償化に伴って保育料が無償化されたわけですが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1と。

私は当然、この制度改正で、この市の4分の1、県の4分の1というのはなくなるというか、国が無償化すると報道されていましてし、国会の要旨も含めてですけど。

しかし、県も市も4分の1の負担割合ではあるんですけど、保護者の保育料をみんなで見るようになっているわけですから、その負担額が1億2,000万ふえたと。

本当に、政府が言われる保育料の無償化に伴って市の負担が膨れ上がってきたわけです。

さらに、今度は、保護者にとっては4,500円の副食費が新たに出てきました。

ですから今、保護者の皆さんは保育料は無償化ですけど、3歳から5歳は、だけど、副食費としてこの4,500円を利用料として直接県のほうに支払っているということですから、今全国でこの趣旨を生かして、こういう厚生労働省も都道府県に説明会の中では、今般の無償化がこうした自治体独自の仕組みと相まって、子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。

このため、今般の無償化により自治体独自の取り組みの財源を、地域における子育て支援のさらなる充実や、次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要であると。

この趣旨を踏まえて、今、県内では玄海町が副食費を町で見られていると。

今、九州管内でも、そしてまた、全国でも、この副食費、この財源を利用して、活用して、

無償化にするということの取り組みが進んでいます。

ぜひその財源は1億6,000万から1億2,000万引きますと4,000万生まれてくるわけですが、この副食費の無償化のための導入に充てるべきだと、進めていくべきだと思いますけれど、いかがでしょうか。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／保育料の無償化に伴う影響額、減収額につきましては、本年度の事業運営基準額等で試算しますと、年間約3億4,000万円の減収が見込まれます。

この減収額を国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担することになり、市の負担増額分は約9,000万円となります。

この負担増額分につきましては、今年度は国の臨時交付金での措置、来年度以降につきましては交付税措置により措置される見込みではありますが、現在、その詳細な内容についてはまだ示されておりません。

議員御指摘の副食費を免除した場合は、さらに年間約5,000万円の経費が必要となります。副食費の徴収につきましては、これまで保育料に含まれ保護者負担であったこと、小中学校の義務教育においても給食費は保護者負担であることとの整合性、また、在宅で子育てをすることの負担の公平性の観点から、現時点において副食費の免除については考えておりません。

議長／20番江原議員

江原議員／私は、今回のこの保育料の無償化については、本当に政府の進め方というのは目玉に取られた(?)と言わざるを得ないような、10%消費税の増税がのしかかっているわけです。

ですから、子育て支援のためにそうした副食費等の無償化を、今後も求めていきたいと思えます。

3つ目の平和事業についてお尋ねをします。

この平和事業ということについてこれまでも質問しましたが、平和行政という形でこれから取り上げていきたいと思えますので、平和行政についてお尋ねをしたいと思えます。

この間、2006年6月23日合併時、非核平和の都市宣言を市議会で決議いたしました。

非核自治体協議会というのが広島、長崎市長の呼びかけで活動されてきております。

そしてまた、平成19年には平和市長会議へ武雄市長、参加をされておりますが、この年次総会、あるいは平和市長会議への参加を求めてまいりましたけれど、来年度、非核、戦後75

年、そういう大きな節目の年でもあります。

この非核自治体の実行のために職員の派遣、また市長の参加は考えておられるのかどうかお尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／現時点におきましては、出席するかどうかは未定でございます。

議長／20 番江原議員

江原議員／今、ぜひ前向きな取り組みをしてほしいと思います。

市長自身も長崎の田上市長については尊敬もし、2年前、取り上げたときに答弁をいただきました。

ぜひ、ともに力を携えて、核兵器の廃絶のために、国づくりのために努力してほしいと思います。

このモニターには、御存じのとおり、ローマ教皇、フランシスコ教皇が来日をされ、11月の24日に長崎でスピーチをされ、安倍総理との会談もされております。

私は、ローマ教皇、フランシスコ教皇のスピーチで、本当に、核兵器禁止条約、昨年7月7日に国連で採択された、もとい、2年前採択された核兵器禁止条約をすべての国が署名するように呼びかけられております。

さらに、このモニターは、全日本仏教会、ちょうどきのう、おととい10日にホームページに載っております。

今、世界で取り組まれてい被爆者の呼びかけで、ヒバクシャ国際署名への協力をお願い、そこに核兵器禁止条約の発効について、核兵器禁止条約は50カ国の批准書が国連事務総長に寄託されてから、50日に発行します。

ヒバクシャ国際署名に協力してまいります。

こういう、本当に人類の尊厳をかけて被爆者の皆さんが、やっぱり今、国連を動かし、世界の核兵器禁止条約をつくろうと呼びかけられております。

核兵器禁止条約で、国際法では禁止されていないわけです。

けれども、核兵器の、生物兵器は禁止されたのは1972年。

化学兵器は1993年に多国間条約で禁止されているわけですね。

ですから、そういう世界の大きな流れの中で、ぜひ我が草の根の流れとして、草の根運動として自治体ぐるみ、市民ぐるみの、被爆者に寄り添って、そういう意味では、市長自身もヒバクシャ国際署名に署名をしていただいております。

残念ながら、県内で5市2町の首長さんだけです。

もともと、やっぱり各自治体でも取り組むべきではないかと思いますので、ぜひ来年の自治体協議会、あるいは市長会議に参加されることを求めたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／先般、ローマ教皇が長崎での演説で、政治指導者に向けてこう述べられました。核兵器は今日の国家的、また、国家の安全保障への脅威から私たちを守ってくれるものではないと、これは非常に感銘を受けたところであります。

核兵器廃絶、恒久平和の実現、これはだれもが望んでいるところであると思いますので、そこに対する取り組みをしっかりと進めていかなければならないと感じたところであります。一方で、先ほど核兵器禁止条約についてお話をされましたので、改めて私の考えを申し上げますと、核兵器廃絶という大きな目的は人類だれもが、私は、共有をしていると思います。ただ、思っているだけではなかなかそこには近づかないというのも現実だろうと思っています。

実際、日本には具体的に挙げれば北朝鮮等の脅威もありまして、国民の生命、財産をしっかりと守るといふ、そういう安全保障という面もやはり大事であるというふうに思っております。目標に向けて、ある意味、そういった現実的に地道に取り組んでいくというのが大事であると、これは繰り返しですけど、私の従来からのスタンスであります。

議長／20番江原議員

江原議員／今、被爆者の皆さんが呼びかけられている2016年の4月、もう3年前です。

命をかけて谷口稜嘩さんも亡くなられましたけども、本当に命をかけて取り組まれております。

市長も言われたように、本当に人間の尊厳をかけて、私たちも一緒に取り組んでいきたいと思っております。

そういう中で、私は以前、非核平和都市宣言***、かつて北方庁舎のところにあったのが、合併して、武雄市の非核平和の都市宣言として看板がありました。

これ新庁舎になって撤去された、動かさず撤去されたわけですが、ぜひ求めたいと思いますが、たまたま市役所の西側のほうに、1階に入っていらっしゃるパン屋さんの看板が掲載されておりました。

これ看板なんですけど。

この看板が立っておりますので、そういう意味では、本当のその思いを実際、非核都市、この看板を立てて、市内の被爆者友の会の皆さんの思い、やはり看板があると非常に励まされるもんね、この思いを、ぜひひとつ共有していただきたいと思います。

最後に、4つ目の運用基金についてお尋ねをします。

30年度の決算書を見ていましたら、高額療養費資金貸付基金(?)、これが3月31日現在で124万4,753円ということで、決算年度の現在高が示されております。

前年度をずっと見ていましたら、7年同じ、未償還金が同じ金額なんですね。

何でだろうかということで質問するわけですけど、御答弁をお願いします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／医療費が高額になる場合は、事前に限度額適用認定証が交付されるため、平成25年度からは貸し付けや返還が生じておりません。

平成18年度から平成24年度までは貸し付けをし、返済をされております。

それ以前の貸し付けの一部が未償還となって残っております。

議長／20番江原議員

江原議員／これは未償還金として、平成25年以前のその中身は何ですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／この基金の中身ということですが、先ほども言いましたように、医療機関で病院を受診された際、窓口で負担する資金が足りないという方に事前にお金をお貸しして、その(?)返済金で基金に戻すという形の基金でございます。

議長／20番江原議員

江原議員／決算書ですから、未償還金は今の制度上、ゼロになるわけでしょ。

ゼロになっていない、7年間継続してなっていることの説明をお願いします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／これにつきましては、貸し付けされた方からの償還がなされていないのがその

まま残っているという状況でございます。

議長／20 番江原議員

江原議員／だから、その原因は返していないと、返されていないと。

継続して、7年間継続されているわけですが、これは会計法上と同時に、こういう会計でいいんですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／年度間に移動がなかったもので、そのまま繰り越して、繰り越しというか(?)未償還金でそのまま残しております。

議長／20 番江原議員

江原議員／これもう、ある意味では、平成30年度の決算で示された金額ですが、もう7年間こういう形で継続して未償還金が残金として残っていると。

これはちゃんとゼロにするための努力はされているわけですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／現在、調査もしておりますし、今後、適切な処理をしたいと思っております。

議長／20 番江原議員

江原議員／見通しはあるんですか。

7年間続いてきたんですよ。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／早急に適切な処理を行いたいと思っております。

議長／20 番江原議員

江原議員／早急に適切な処置と、それ具体的にどうということですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／これにつきましては今後、協議をして適切に処理したいと思っております。

議長／20 番江原議員

江原議員／市長にお尋ねしたいんですけど、これ7年、市長就任以前の話です。

こういう形で残っているというのは、今25年度からずっとですけど、その以前と言われました。

その以前は、私はわかりません。

なぜかという、その他の未償還金はもっと大きいんですよ。

ですから、包含されたかもしれませんから、7年じゃなくて、いつからなのか。

これが発生しているのはいつからなんですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／先ほども言いましたが、平成18年度から24年度までは貸し付けが行われ、償還されております。

それ以前の分ということですので、合併以前の分が含まれているかと思っております。

議長／20 番江原議員

江原議員／やっぱりそういうことなんですか。

合併前の1市2町の合併以前の事柄なんですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／現在、さっき言われたように合併前の部分が含まれております。

議長／20 番江原議員

江原議員／これは、先ほどは1市2町の合併で、豪雨災害対応に使ったわけですけど、この

高額療養費資金貸付基金が合併以前から行われている、それは1市2町ですけど、どこでこういう状況が起こったんですか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／この制度自体は、各市町、高額療養費の貸し付けが行われておりました。合併の際、1市2町が合併する際、このほうでいわゆる（？）高額貸付金を1本にまとめたということになっていますので、それ以前の取り組みについては各町で各自で行われておりました。

議長／20番江原議員

江原議員／合併以前に1市2町、それぞれ幾らなのかお尋ねします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／すみません、今、各市、町ごとの総額は持ち合わせておりませんが、総額で先ほど言われましたように、124万4,753円となっております。

議長／20番江原議員

江原議員／それがもう合併したときからこの問題が発生していると同時に、今もう早急に対処すると言われましたけれど、今の答弁で対処できる筋道を、答弁とは思えませんが、明確に教えてください。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／先ほども言いましたように、いろいろな方策、方向性を調査しながら、年度内に処理したいというふうに考えております。

議長／20番江原議員

江原議員／時間もありませんが、調査するじゃなくて、もうあるわけでしょうちゃんと。もう14年目ですよ。

今から調査じゃないんですよ。

それはちょっと、ごまかしの答弁じゃないですか。

ちゃんと明らかに報告してください。

1市2町。

議長／小松市長

小松市長／これについては、しっかりと法にのっとり我々としては適切に、今後、処理を
してまいりたいと考えております。

議長／20番江原議員

江原議員／じゃあ法にのっとり対処してほしいと求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／以上で20番江原議員の質問を終了させていただきます。

ここでモニター準備のため、5分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番池田議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

12番池田議員

池田議員／皆さんこんにちは。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、12番池田大生の一般質問を始めさせて
いただきます。

まずもって、8月27日から28日にかけての集中豪雨により多大な被害が発生いたしました。

そして、不幸にも亡くなられた3名の方々にお悔やみを申し上げるとともに、今回の集中豪
雨以外にも全国的にカッキュウ（？）台風により災害が発生しております。

被災された皆様に重ねてお見舞いを申し上げます。

一般質問の本定例会の最後の登壇となりました。

重複する点については、なるべく割愛をさせていただきます。

今回、大きく市政運営と教育について通告をいたしております。

その中で防災対策、災害対策、そして商工業・農業、そしてアセットマネジメント計画、そして最後に予防接種、骨髄バンク事業ということでお尋ねをさせていただきます。

まず、私の聞いた話では、昭和42年にも、私が生まれた年ですけれども、大水害が発生したと聞いております。

そして、平成2年の7.2(?)水害、そして今回の豪雨災害です。

この間も武雄市において多々、さまざまな災害はあったでしょう。

ここでモニターに示している写真についてでございますが、これは8月28日の午前6時くらいです。

北方町ヒガシミヤス(?)の高速道路の下のあたりのところですよ。

当日午前4時ぐらいから状況確認に一旦は家を出ましたが、家の前も、家の前の県道も濁流のように水が流れておりました。

途中、消防署の方から、今は危険だとのことで一旦待機をさせていただき、6時前くらいに水の流れが少し落ち着いたところで状況確認に回ったときのものでございます。

今回、私はこの1枚しか残すことができませんでした。

北方以外の状況はほとんどわからないままで、武雄市議会に、委員長を山口昌宏議員で、災害復興対策特別委員会が設置をされました。

そのときの資料で、初めてほかのところの、北方町以外の災害状況を知ることになったんですが、このような資料をいただきまして、ほかのところを、これをモニターに出す余裕がなかったもので、資料のみで提示をさせていただきましたけれども。

ほかの状況がほとんどわからないままいたところ、先日、橘町のふれあいまつりに行ったときに、公民館で災害状況やボランティアの様子、復旧作業の状況等をまとめてあるのが張り出されておりました。

これを見たときに、今回の集中豪雨によるこの災害を、各個人の方が、各議員さんも持っておられると思いますけれども、このような写真等を集めるなどのことは考えておられないのか、まず、お尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／今回の豪雨に関する写真につきましては、消防や警察等の関係機関を初め、10月の市報におきましても、市民の皆様にご提供を呼びかけております。

さらに提供を呼びかけてまいりたいと思います。

議長／12 番池田議員

池田議員／提供を呼びかけていくということですが、先日の一般質問でも自助、共助、公助の考え方については、松尾陽輔議員さんの質問でも御説明をいただきました。

まだまだ復旧、復興に向かっているわけですが、公助の部分でも、先ほど申しあげました市長と両輪になって議長初め、山口委員長、そして各議員さんも国への要望等に***いただいているところがございます。

そして、自助、共助を考えるきっかけとして、このような写真を集めていただいて、D I G ですね、図上訓練や、例えばハザードマップに落とし込んで、防災訓練等のときに活用するとか、そのような活用の仕方もあると思います。

そのことによって、自主防災組織の役割として、さらなる考え方を向上させる、そして避難勧告等発令されたときの避難認識を再度、意識づけるためにも重要なことかなと考えておりますけれども。

水害に遭ったときというこのパンフレット、御存じでしょうか。

これ、災害が起こった後に、武雄市でも災害支援ガイドブック、これずっと更新をされて、ずっと中身を足して大変苦勞されてつくってこられたと思います。

これ、災害が起こった後につくってこられましたけれども、今後、武雄市独自としてこんな本のようなやつじゃなくても、同じガイドブックのような形でもつくれると思うんですよ。こういう写真を活用して、水害に遭ったとき、これをわかりやすくして配布することも可能かなと考えておりますけれども。

そのような写真の活用を今回、記憶よりも、記録として残していく、そのような防災対策に活用する、そのあたりのお考えがあるのかなのか、お尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／写真につきましては、災害を検証するための重要な資料として、また今後の災害に備えるための記録資料として、今後は防災のための啓発イベント等でも活用してまいりたいと考えております。

議長／12 番池田議員

池田議員／ぜひ、いろんな写真の中に、いろんな個人情報とかいろんなものが含まれる部分もあると思いますけれども、その辺十分注意していただいて、いろんな活用の方法をぜひ考えていただければ、今後の一つの災害を考える、防災を考えていく一助になればなと思って

おります。

よろしく願いいたします。

次に、商工業・農業ということで通告をいたしております。

これも若干災害の部分が入ってくるところでございますけれども、今回の豪雨災害における商工業の被害状況についてお尋ねいたします。

議長／川久保営業部理事

川久保営業部理事／商工業の被害状況でございますけれども、水害の直後に商工団体が調査をされております。

それをもとに、国の災害判定に係る判断基準の調査資料として、被害店舗が 216 店舗、被害額が 94 億 5,761 万円ということで、経済産業省のほうへ報告を行っております。

議長／12 番池田議員

池田議員／被害状況について報告をされているということですが、商工業の支援策についてお尋ねを、先日の一般質問で豊村議員さんもされておりましたけれども、固定資産税の減免等についてはないということでしたかね。

いいですか。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／豊村議員への回答の繰り返しになりますが、商工業者への税等の減免等については、特別ございません。

税の減免については、すべての納税義務者を対象に行っているというような状況にあります。

議長／12 番池田議員

池田議員／固定資産、ちょっと確認したかったところなんです、ないということで、これも自治体だけでできることは限られている、自治体だけで行うということは限られていると思いますが、これも国のほうでこういう災害のときに、そういうものを考えていただいて、ぜひ制度として減免できるような制度を国のほうでつくっていただければと考えているところですけども。

次に、商工業の支援策について、発災直後からさまざまな事業等がいわれてきたわけなんで

すけれども、佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金等、これに至っては、小規模事業者というくくりがあります。

この中に、概ね常時使用する従業員の数が20人、商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下の事業者及び知事が特別に定める事業者をいうというくくりがあって、武雄市内で個人事業主さんとかいろんなそういう事業主さんのところは活用されているわけですが、これ10月の頭でしたっけ、これがすぐ出されたんですけども、この事業に当てはまらない事業者の方もたくさんいらっしゃいます。

それが先週になって発表されたんですけども、小規模事業者でなくても申請可能になりましたと。

これ、上限額が25万円の補助で、武雄市の補助金も6.25万円上乘せされる制度じゃないかなと思っておりますけれども、しかし、もう期限が迫っていますと。

20人を超えた事業者等にも活用ができるということで、今回、期限がない中にこういう処置をされたのかなと思っておりますけれども。

ほかにたくさんの従業員を抱えておられる事業者さんにおいては、今回、災害に遭われて設備を再構築なんかしているところもあると思いますけれども、以前は商工業者に対しての利子補給制度とか、通常の場合、利子補給制度等がありましたということを前も一般質問させていただいたことあるんですけども、こういう災害のときにそういう、こういう事業者に当てはまらない事業者に対する、先ほど固定資産税はないということでしたけれども、利子補給等の制度があるのかなのか、お尋ねいたします。

議長／川久保営業部理事

川久保営業部理事／御質問の利子補給についてでございますけれども、武雄市では制度としては設けておりません。

議長／12番池田議員

池田議員／武雄市としてはこの制度、そういう制度はないということで御答弁いただきました。

これも先ほどの固定資産税と同じ考えになっていくのかなというのは、その自治体だけですべてを網羅できるという部分ではない。

こういうことも含めて今後、国のほうに要望していく、こういうことも考えていくことじゃないかなと思いますけれども。

私、事業再建に当たって、中小企業へのメニューはいろんな、こういうものとか、あと、ネ

ット関係でも調べて、メニューは確認できるんですけども、先ほど申し上げましたそこに当てはまらない企業ですね。

武雄市で今回災害、被災された事業者においても、この武雄の地で頑張っていこうと、再建をされて、いろんな融資を受けたりとか、制度に当てはまらなくても頑張っていこうと、そういう事業者の方、たくさんの従業員さんも抱えておられると思います。

その中にやっと再建をしてきた、頑張っていこうという中に、20人以上の従業員を抱えて頑張っておられます。

この大きな雇用がなくなったことを考えれば、大損失ということにつながっていくわけですが、武雄でまた今後もっとやる気を出していってもらうために、いろいろ探してみましたが、支援策が、私が探すことができなかったものですから、ほかにこういう企業、事業主様に対してどのような支援策があるのか。

先ほど申し上げました、武雄の経済効果を考えたときに、残って、ここの武雄でやっていただくための何か支援策がないのか、お尋ねをいたします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／先ほど、固定資産税につきましては豊村議員への回答したとおりのような状況にはなっているかというふうに思っておりますけれども、固定資産税の償却資産におきまして、被災の翌年以降の特例措置というのがございます。

この部分につきましては、被災者生活再建支援法の適用ということが条件にはなっております。

メニューにつきましては2つほどありまして、新たに取得、または改良した償却資産の課税標準を、翌年から4年度分に限り、2分の1に減額する措置。

それともう一つが、代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額を2分の1に減額する。

この2つがございます。

この措置につきましては、事業者様への周知につきましては、本年度の減免の対象になられているところについては、既に御承知のことというふうに理解しております。

減免対象になっていない事業者様におきましては、償却資産の申告書の送付を今月9日に行っております。

その申請書と同時にチラシ等を同封させていただいております。

また、ホームページについても同様の周知を行っていきたいというふうに考えております。

議長／川久保営業部理事

川久保営業部理事／事業者への再建の支援策につきましてですけれども、これにつきましては災害救助法の適用地域というふうになりましたので、中小企業庁日本政策金融公庫から1%未満の低金利の融資制度が設けられております。

また、セーフティーネット4号というものが実施をされております。

これは間接被害等の風評被害も含めて、前年度と比較をしまして20%以上の売上減少になった場合は、市が認定を行うことで融資を受けることができるというような制度でございます。以上です。

議長／12番池田議員

池田議員／低利な利息で融資が受けられるという制度があると。

いろんな制度の面ご説明いただきましたけれども、支援ガイドブックの中を見てても、先ほど申し上げました、国の制度として利子補給等の制度がないのかなど。

低利の部分があるのと思えますけれども、農業者のほうは利子補給の部分がある事業もあるわけなんですよ。

だから、事業者に対しても、被災した事業者に対してもそういう声を我々も一緒になって挙げていきたいと思っております。

次に、農業についての被害状況について確認をさせていただきたいのですが。

先日、1番議員、坂口議員さんのときに御答弁いただきました8月豪雨における被害状況についてお尋ねがあったときに、神宮部長さんのほうから御答弁いただきましたけれども、農地129カ所、農業用施設181カ所、農作物等面積1,220ヘクタール、営農施設等約300件、被害額のほうも申されましたけれども、この点について先ほど商工業関係において各理事さんから答弁いただいたんですけれども、商工業の被害、被害店舗数216店舗、被害額94億5,761万円ということで間違いないですよ。

先ほど、農業のほうの被害も間違いないですよ。

その被害状況についてということで、私もいろいろ質問する中に、いろいろ資料を寄せたりとかしているときに、先ほど川久保理事が答弁された分については、武雄市で公表された被害状況についてというものをもとにされて御答弁をいただいたんじゃないかなと思いますけど、その点についてお尋ねします。

議長／川久保営業部理事

川久保営業部理事／先ほど申しましたけれども、水害直後に商工団体のほうが調査をされ

たというような数字になっております。

議長／12 番池田議員

池田議員／そこで、先ほど、公表された分ということで申しましたけれども、私も一生懸命足していって、初日の質問のときにトータルまで言うぎんたよかったとげ(?) のという声も上がっておりました。

その中で計算したら 33 億 6,200 万円という数字だったんですけども、公表されている部分と被害額の金額が若干違うんですね。

そして、ここで約 300 件という答弁がありましたけども、この件数の違いとかを含めて、ちょっとずれが、私を感じたもんなんで、この数字のずれについて御説明をいただければと思います。

お尋ねいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／発災後 3 カ月を経過した 11 月 28 日付で被害状況を取りまとめまして、防災危機管理課のほうから議員の皆さまにも資料を送付させていただいたところでございます。今回の一般質問において答弁いたしました農林山系の被害数値について差異がございます。被害箇所につきましては、小災害を除いたカ所数、それから、被害額については農作物、それから、農機、施設等を含めた額で答弁をさせていただいております。

いずれも、その前提(?) や項目を前置きした上で答弁をいたしておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

議長／12 番池田議員

池田議員／いろんな要素があつてのいろんな状況とか、被害の関係とかで数字がずれているということですね。

よければ、統一した数字で資料をいただいたりとかしていただければ把握しやすいのかなという面があつたので、ちょっとお尋ねをいたしました。

今後は統一したものでお願いしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

そして、この農業における被害状況については、今、お尋ねをいたしましたけれども、10 月 15 日の農林水産省の作況指数発表では 63 とのことでしたが、先日 12 月 10 日に発表され

た作況指数は 58 とのことでした。

災害で大打撃を受けた農家さん、農業者の方々、今般、そのような中に T P P イレブンですね、6 カ国間で、平成 30 年度の 12 月 30 日に発行されました。

そして、平成 31 年の 2 月 1 日、日 E U ・ E P A が発行されております。

そして、皆さんも御存じのとおり、臨時国会のほうで日米貿易協定が通りまして、令和 2 年 1 月 1 日に日米貿易協定のほうも発効されていくわけなんですけれども、このような災害で被害を受けた中に、こういう貿易協定等が発効されるわけなんですけれども、そのような災害の影響を含め、どのような T P P イレブン、日米貿易協定等に影響があるのかお尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／T P P 11、環太平洋パートナーシップの影響でございますが、加盟国を対象として段階的に関税の引き上げを行っておりまして、2018 年 12 月 30 日の発動から約 1 年を経過しております。

ことしの 10 月 29 日に国が発表いたしました影響資産額では生産額の減少は、牛肉が最も大きいとありましたが、米についての影響は見込まれないと報告を受けております。

議長／12 番池田議員

池田議員／米の影響はさほどないと。

しかし、今、今回の災害でこの状況が今後、圃場として回復していくものなのか、今年度、さがびよりにおいても 1 等米が少なく、2 等米、3 等米と不良の状況です。

なお、来年以降、通常だったらそのままの土壌でできるかもわかりませんが、いろんな土壌改良したり、いろんな手を入れたり、しかも、農機具等においても被害を受けております。

そこで、一点お尋ねをいたします。

農業用機械等の被害を受けられた農業者に対して、台風 19 号については特定非常災害指定をされました。

これによって、農業用機械などの補助率が 10 分の 3 から 2 分の 1 へ引き上げられておりますが、佐賀県、そして武雄市、武雄市は局激の指定を受けておりますが、こういう農業用機械に対する補助率はどうなっておりますか、お尋ねします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／農業用機械の補助につきましては、10分の3でございます。

議長／12番池田議員

池田議員／10分の3ということですね。

特定非常災害に指定されたところは、先ほど申し上げました、10分の3から2分の1へと引き上げられております。

しかしながら、この武雄市においても、佐賀県においても、機械が使えなくなった状況というのは同じだと思うんですよ。

これも多分、要望していただいていると、状況についても要望していただいていると思っております。

このような状況の中、生産額は減少する見込みとして発表されております。

日米貿易協定とTPPイレブンを合わせた生産減少額が、約1,200億円から約2,000億円と試算をされております。

私は、影響があるんじゃないかと思っております。

そこで、今回の災害を受けて、農業者に農業共済、先ほども、農業機械等に対する補助もまだかさ上げをされておられません。

ぜひ、かさ上げをしていただきたいんですけども、こういうときに米、麦、大豆に対して、農業共済で補っていけるのか、その辺も問題なんですけれども、これまで民主党政権のときに農業者戸別所得補償制度というものがあって、その後、自民党政権にかわった後に、経営所得安定対策として、この中で農業所得政策経費として、この補償制度が名前は変わりましたがありました。

これが18年、19年度でなくなっております。

こういう貿易協定とか、こういうもう全国的な災害がある中に、農業者の再生産を支えていくためには、恒久的にあったほうがいいと思いますけれども、時限的にも戸別所得補償制度のような制度をつくっていくことが好ましいと思っておりますけども、この考えについてお尋ねをいたします。

議長／神宮営業部長

神宮営業部長／米の所得安定対策の中で、直接支払交付制度がございました。

この制度につきましては、平成22年から導入されまして、段階的に削減をいたしまして、平成30年度で廃止となっております。

しかしながら、多面的機能支払交付金の創設、それから、水田の有効活用対策の充実、農地

集積の拡充等が図られていることから、米の直接支払交付制度の復活の要望は考えておりません。

議長／12 番池田議員

池田議員／復活制度については考えていないということで、これ国の制度でやっていただくもので、我々も要求はしていきます。

先ほど申されました直接支払制度とか、中山間地域等直接支払制度、そして、多面的機能支払、これ、今、検討されているのが縮小していく、縮小していくというか、縛りをもっとつけていくような方向で話をされております。

ますます農業者は厳しくなっていくと思いますので、私どもは農業者の再生産に向けた一つの考えとして取り組んでまいります。考えておられないという御答弁をいただきましたけれども、我々は頑張っております。

頑張っております。

次に、アセットマネジメント計画についてお尋ねをいたします。

現在、施設管理総合計画、アセットマネジメント計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／アセットマネジメント計画、個別施設計画につきましては、令和元年度末で策定を行う予定ということで報告をしておりましたけれども、8月の災害を受けて、作業部会等が大幅におくれております。

また、施設についても被害があったりということで、施設の状態を再把握する必要が生じています。

このようなことから、当初、令和元年度末策定を延期し、令和2年9月までに策定をすることということにしております。

議長／12 番池田議員

池田議員／9月まで、延期じゃなかですね、ということで、今、御答弁をいただきましたけれども、これ一度期間が延びた分、さらに市民の意見を聞ける時間があるんじゃないかなと思っております。

以前、その計画を見たときに***がんとしないやっぱいって、中身について言われる市

民の方もいらっしゃいました。

このアセットマネジメント計画で、一番大事な部分が市民への説明だけではなくて、市民を巻き込んだ計画づくりも重要なところじゃないかなと。

市民の財産をつなげていく、縮小していくのがアセットマネジメント計画という部分でありますけども、そこに理解をしていただくために巻き込んでいく必要は十分あると思います。そして、時間ができた分、市民の意見を聞いていただいて、そして、6月の一般質問でも、防災面を考慮した計画をとお願いをしたところです。

これ、10年ごとに見直すという、10年ごとですね。

私、今回、この災害が発生して、これが10年後じゃなくて、これが初年度じゃ、初めのこの防災計画についても考えていくときじゃないかなと思っておりますけれども、さらなる意見集約の時間ができました。

いろんな面も含めて、そういう声を反映させていただきたいと思っておりますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

議長／山崎総務部理事

山崎総務部理事／アセットマネジメント、個別計画につきましては、議員おっしゃっているとおり、十分市民の皆様の意見を取り入れるということでの市民会議等を行い、計画への理解を深めていけるよう努めてまいりたいと思っております。

議長／12番池田議員

池田議員／さらに努めていくということで、時間ができた分、本当にいい計画をぜひつくっていただきたいと思います。

次に、文化会館大ホールの計画についてお尋ねをいたします。

文化のシンボルとして大ホールを残していくという説明をいただいておりますけれども、どのような形で残して行かれるのか、また、残していくということになったその経緯についてお尋ねをいたします。

議長／牟田こども教育部理事

牟田こども教育部理事／大ホールを残していくようになった、まず経緯について答弁をいたします。

大ホールについては、利用状況やホール機能について検討した上で、関係団体の意見をお聞

きました。

その上で、引き続き利用していく方針を固め、7月の臨時議会で説明をしたところであります。

どのように残していくのかということにつきましては、具体的な整備方針については、今後、策定をいたします個別施設計画でお示ししたいと考えております。

議長／12 番池田議員

池田議員／個別施設計画の中でお示しをしていくということですね。

しかし、全体像として大ホールだけ、今現在、文化会館大ホール、小ホール、そして、ほかの施設とも一体となった施設となっておりますけども、大ホールを残していく、その全体像として個別計画の中で詳細は示されていくんでしょうが、大ホール以外の部分についてはどのような全体像として捉えておられるのかお尋ねをいたします。

議長／牟田こども教育部理事

牟田こども教育部理事／文化会館の施設につきましては、大ホール以外にもそれぞれ棟がありますけども、文化会館の大ホールについては方針を示したところでありますが、ほかの棟も含めまして、全体的な整備方針についても、今後、策定をする個別施設計画の中でお示しをしていきたいと考えております。

議長／12 番池田議員

池田議員／今後やっていくということですが、

私、今回この大ホールを残していくという方針が出たときに、ハード面での施設という考え方の、施設計画ですから施設としてやっていく中に、文化のシンボルという言葉で武雄市の歴史史料についてもここで施設ではありませんが、考えていただくことが活用の仕方を考えていくことができないのかなど、頭の中をめぐったものですから、これ本当に貴重な武雄市の宝、日本の宝、今や世界の宝ではないかというふうに思っております。

2224 点の指定については常設展示等できないということが今までの質問の中でも聞いております。

そのほかの史料もあります。

展示ができる史料があります。

そういうものを展示する箱物としてじゃなくて、この歴史史料を活用していく案をこの文化

会館の個別施設計画の中に組み込んでいく、それは現物を展示するだけじゃなくて、そういう案内ができるブース等をつくっていくとか、考え方とか、いろんな意見を聞きながら、この個別施設計画の考えの中に歴史史料の部分を少し入れて考えていただけないかと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長／牟田こども教育部理事

牟田こども教育部理事／文化会館の全体的な活用についてということの御質問でありますけれども、全体的な活用方法については、今後個別施設計画を策定をいたしますけれども、その中でも庁内の検討の中でも活用について今後検討をしていきたいと考えております。

議長／12番池田議員

池田議員／先ほども申しました、ここに展示場をつくるべきじゃないかとかそういう話じゃありません。

歴史史料をこの文化のシンボルとして、今回また捉えていただきたいという考えなんですよ。これは諸事人より先にはかるべしという言葉を出しておりますけれども、これ教育長、御存じでしょうか。

私も知りませんでした。

これ佐賀新聞のきょうの言葉で見たときに初めて知りました。

私もそんな歴史に深い人間でもありませんし、これを見たときに鍋島家の班祖、鍋島直茂の鍋島家の家訓の中の言葉であります。

これ万事につけて人より先に考え、対策を立てておくことだと訳されております。

こういう考えのもと、鍋島家の庭園の西洋の大砲を残していくために、地中に埋めて後世に伝えるべく、地中に埋めてそういうことをやってきた歴史の史料であります。

そういうことも***考えていただければなと思います。

そして、次に予防接種、骨髄バンク事業についてお尋ねをいたします。

まず、武雄市における、定期予防接種についてどのような状況で行われているのかをお尋ねをいたします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／武雄市の予防接種の現状ということですが、武雄市の予防接種については、定期の予防接種については全額助成をしております。

また、高齢者インフルエンザ、あるいは成人用肺炎球菌ワクチンについては一部の助成をしております。

また、任意接種でありますインフルエンザ予防接種については、中学生以下についても一定の助成を行っております。

議長／12 番池田議員

池田議員／無料で行っていると。

ちょっと確認をさせていただきますけれども、予防接種のスケジュールがあつて、先ほど一部について助成をしているということでありました。

いろんな予防接種の***承認を、肺炎球菌とかある中に、その摂取時期を過ぎたとき一番長いので四種混合、これが7歳6カ月なんですけれども、これ過ぎた場合についてはどうなるのかお尋ねをいたします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／先ほど、一部助成しているという部分につきましては、高齢者インフルエンザ、並びに成人用の肺炎球菌ワクチンがございまして、通常の定期接種については全額補助としております。

期限につきましては、18歳未満までについては全額助成としております。

議長／まもなく正午となりますけど、一般質問を続けます。

12 番池田議員

池田議員／18歳までは全額補助という形ですね。

これも国の9割補助じゃないかなと。

9割補助になるんですかね、違うんですかね、市の単費負担ですかね。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／この分につきましては、武雄市で応分の負担をしまして、武雄市の皆さんにつきましては、武雄市全額補助ということで行っております。

議長／12 番池田議員

池田議員／ちょっと私の認識不足であつたらあれですけど、その財源については、市町に対して約9割を国が交付で措置をされてるんじゃないかなと思うんですけど。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／税源については9割ですが、武雄市の市民の皆様については、武雄市が全額補助をしているということで先ほど答弁をさせていただきました。

議長／12番池田議員

池田議員／次に、骨髄バンク事業に対する武雄市の認識と取り組みについて、どのようなかわり方をされているのかお尋ねをいたします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／骨髄バンクへの取り組みですが、こういう骨髄バンクに登録くださいというパンフレットを新成人になられたときにお配りしております。

議長／12番池田議員

池田議員／周知をいただいているというところですけども、これ武雄市の職員さんがドナーになられた場合のいろんな後押しについて、どのような制度があるのかお尋ねいたします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／ドナーを提供される方への支援ということですが、ドナー提供者につきましては、武雄市の職員につきましては特別休暇という形で休みがとれるようになっております。費用につきましては、ドナーの提供を受ける方が費用負担をされますので、ドナーの方の費用負担はございません。

議長／12番池田議員

池田議員／職免ということですよ、それで対応されていると。

これ患者にとっては、もういろんな負担が物すごく大きい事業でもありますので、いろんなところで患者様を支えていく、ドナーの方にも接していただきたいなということで、武雄市はやっていただいている(?)。

これ会社においては、いろんな部分でその努力であったり義務じゃないので、やっておられないところもありますけれども、武雄市においてはしていただいているということで、非常に助かると思います。

今、骨髄バンク事業についてお尋ねをさせていただいておりますけれども、我々国民民主党としては、骨髄バンク事業に理解を深める研修や講演会等を受けてまいりました。

その背景には、35歳で白血病で亡くなられた前名古屋市長のさまざまな活動があります。これを機に超党派での活動につながっているわけですが、このたび、骨髄移植を取り巻く状況を聞いたときに、さまざまな要望が考えられる中にまず統一しての活動として、予防接種の再接種の制度ができないか。

これについて地方自治体から声を上げていくことが大事だと感じております。

自治体から、国の制度創設の後押しをしていくことによって、一人一人の、一人の命が助かっていくということでございます。

これにおいては、予防接種には定期接種と任意種があるということで、先ほども説明をいただきました。

定期接種で受けた免疫が、小児白血病や小児がん等に罹患し、骨髄移植手術や抗がん剤治療を受けると、それまでに予防接種で獲得した抗体、先ほどスケジュールで示したワクチン等の接種の効力が消失する、免疫が消失するケースが出てまいります。

小児白血病やそういう治療をされた方に、これから国の現行制度ではこれが認められておりませんが、がん患者を支える家族の経済的、そして身体的な負担が大きい中に、これ予防接種の再接種を受けると、いろんな摂取を受けた中に20万も実費ですので、20万ほどかかってまいります。

その経済的負担を軽くしていくこと、そして患者の生きる望みをさらにつなげていくためにも、この予防接種の再接種の制度を、自治体から上げていければなと思っております。

我々も上げていくし、自治体のほうでも助成をしていただければと思っておりますけれども、この辺について、予防接種の再接種を受ける必要性について、どのように考えておられるのかをお尋ねをいたします。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／1点、先ほどの答弁でいろんな特別休暇ということで申し上げましたが、武

雄市の職員については特別休暇があるということで、訂正をさせていただきたいと思います。各企業によって、都度取り扱いが違いますので、その会社の休みの取り扱いかなというふうに思っております。

先ほど言われた、この再接種の予防接種については、うちのほうも平成30年7月1日時点で、厚生労働省から再接種への支援状況の調査が実施されましたので、この市町村については認識しております。

議長／12番池田議員

池田議員／この再接種をぜひ進めて、いろんな自体が今取り組んでおられます。

認識はあります。

しかしこれを予防接種の助成金交付要綱の中に書き込む必要があると思うんですね。

先日、県のほうでは再予防接種費用助成へということで答弁をされております。

やっていると、取り組んでいくということで答弁をされておりますけれども、これも県が制度をつくっただけでは制度として動いていかないのが、運営***市の自治体のほうにもこれを書き込んでいかなければできないんじゃないかなと。

大阪では、初年度10分の10の助成をされました。

次からは2分の1の助成。

残りの経済的負担を減らしていくためにはその2分の1を、市町が補助していく。

そういう考えのもとに、この制度をつくっていく必要があると思いますけれどもいかがでしょうか。

議長／岩瀬福祉部長

岩瀬福祉部長／今、出されているのは12月4日に県議会で予防接種に再接種が必要な子どもへの支援という質問がなされたと思っております。

これを受けて、12月10日の佐賀新聞に再予防接種費用助成へという見出しで、知事が実現に向けて取り組んでいきたいということが示されておりますので、市としても県の動向を注視していきたいというふうに考えております。

議長／12番池田議員

池田議員／動向を見ながら考えていくと。

これ、経済的負担をなくしていくためには速やかに取り組んでいって、自治体から声を挙げ

ていく、その必要性があつて、県を動かして、国を動かす。
そういうものだと思っておりますけれども、市長いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／今のやりとり聞いてますと、一つの政党のお話というよりは、やはり厚生労働省が調査あったり、県が動いてと、いわば全国的な話であるというふうに思っておりますので、私たちとしては、さっき部長も言いましたけれども、県であり、いろんなところもまず調査をして、そして対応を決めていきたいと考えております。

議長／12 番池田議員

池田議員／ぜひ、武雄から初めていただきたいと思ひながら、一般質問を終わります。

議長／以上で12 番池田議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。